

# 農地の貸借・所有権移転（売買・贈与・交換）の許可申請方法

1. 農地の貸借や所有権移転の申請方法は、次のとおりです。必要書類等は裏面に記載しています。

内容	要件	申請方法
所有権移転	A：以下をすべて満たす場合 ① 個人：認定農業者・認定就農者 法人：農地所有適格法人 ② 申請農地が農振農用地区域内 ③ 売買（有償）による所有権移転（農地法3条②以外）	①農地中間管理事業 または ②利用権設定※ ※利用権設定はR7.3総会分が最終受付の予定
	B：以下のいずれかの場合 ④ ①～③を満たさない場合 ※法人は農地所有適格法人に限る ⑤ 贈与（無償）、交換による所有権移転の場合	③農地法第3条
貸借	⑥ 通常の貸し借り（⑦以外）	①農地中間管理事業 または ②利用権設定※
	⑦ 経営移譲年金受給に係る使用貸借権設定	③農地法第3条

2. 申請前に次のことを確認しましょう。

- 申請する農地の地番や場所、境界は明確ですか？必ず所有者に確認しましょう。
- 所有者はご健在ですか？未相続地は所有権移転できません。貸借は相続人の過半を超える同意が必要です。
- 売買金額または、賃借料と貸借契約期間は決めましたか？
- 農業者年金（経営移譲年金）を受給していませんか？年金受給に支障をきたす場合があります。
- 耕作目的の申請ですか？農業以外の活用を検討している場合は、別途ご相談ください。
- 現在、別な人と貸借契約中ではありませんか？申請前に貸借契約の解約が必要です。

3. 備考

- ・ 申請理由や農業経営の状況など職員が聴取しますのでご協力ください。
- ・ 申請は農業委員会総会（毎月25日頃）で審査し、総会以降に許可通知します。申請締切等は事前にご確認ください。
- ・ 所有権移転の申請の場合、農業委員会許可後に法務局で所有権移転登記が必要です。  
※上記①②は農業委員会による囑託登記が適用されるため、許可後に通知でご案内いたします。
- ・ 添付資料が不足している場合などは、申請書類を一式返却する場合がございます。

# 農地法第3条第1項許可申請の提出書類

毎月5日申請締切  
※5日が土日祝の場合は5日以前の平日

## 【所有権移転(売買・贈与・交換・公売・競売)】

確認	申請書類等	提出部数	発行等場所	備考
	様式第1号 農地法第3条の規定による許可申請書	3部	農業委員会	A3複写用紙、複写でない場合も3部同じ内容の申請書であれば可 ※個人、法人で様式が異なります
	様式第2号 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)	1部		
	申請土地の全部事項証明書	申請農地 各1通	法務局 (3カ月以内発行)	・手数料600円/1筆 ・オンライン謄本は不可
	公売・競売調書	1部	公売・競売 実施機関	公売・競売の場合のみ
	様式第3号 農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)	譲受人が新規で 申請する法人の場 合 各1部	農業委員会	・譲受人が農地所有適格法人の要件を満たす場合に申請可 ・譲受人が既に市農地所有適格法人の場合で、直近の法人報告書に添付した法人全部事項証明書から変更がない場合は写し可 ・オンライン謄本は不可
	法人全部事項証明書(の写し)		法務局 (3カ月以内発行)	
	定款、直近の役員会・総会議事録、直近3か年の損益計算書の写し			

## 【経営移譲年金受給に係る使用貸借権の設定(再設定)に伴う貸借】

確認	申請書類等	必要数	発行等場所	備考
	様式第1号 農地法第3条の規定による許可申請書	3部	農業委員会	A3複写用紙、複写でない場合も3部同じ内容の申請書であれば可 ※契約期間10年以上とすること
	様式第2号 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)	1部		
	貸渡人所有農地すべての全部事項証明書	各1通	法務局 (3カ月以内発行)	・手数料600円/1筆 ・オンライン謄本は不可

## 【共通書類】

確認	申請書類等	必要数	発行等場所	備考
	住民票謄本	1部	登録している市町村 (3カ月以内発行)	・譲(借)受人が市外在住で、かつ新規農地権利取得者の場合 ・譲(借)受人が市外在住で現住所が登記事項証明書記載の住所と異なる場合
	戸籍謄本	1部		申請者が未成年者の場合
	営農計画書	1部	農業委員会	A3、譲受人(借受人)が市で新規農地権利取得者の場合
	印鑑証明書	代理人申請の場合 各1通	登録している市町村 (3カ月以内発行)	・委任に基づく代理人申請の場合 ・八幡平市の場合は、市民課(支所)発行、200円/1部
	委任状	1部		申請人が来庁できない場合
	その他			農業委員会が求める書類 (免許証など本人確認書類の写し、在留カードの写し、耕作証明書など)

### 【申請書への押印省略について】

本人申請の場合、押印不要ですが、申請内容に軽微な誤りがある場合は、書類の訂正のため、ご署名が必要なことから市役所まで来庁いただきます。

なお、押印を妨げるものではございませんので、ハンコを押していただいても構いません。押印・捺印がある場合は、軽微な書類訂正において、市役所まで来庁いただく必要はございません。